

- 1 議案第 102 号 立川市錦学童保育所指定管理者の指定について
- 2 議案第 103 号 立川市上砂第三学童保育所指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定の期間を令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとして、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

記

1 立川市錦学童保育所

(1) 公の施設の位置

立川市錦町 3 丁目 12 番 1 号

(2) 法人等の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社明日葉

東京都港区芝 4 丁目 13 番 3 号 P M O 田町東 10 F

2 立川市上砂第三学童保育所

(1) 公の施設の位置

立川市上砂町 1 丁目 13 番地の 1

(2) 法人等の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社明日葉

東京都港区芝 4 丁目 13 番 3 号 P M O 田町東 10 F